

介護保険料が 変わります

介護保険料の見直し

介護保険制度は介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みで、平成12年に開始され、3年に1回、向こう3年間のサービス量などを見積り、保険料が改定されます。

個別の保険料額については、6月中旬に郵送にて通知します。

介護保険料の納め方

特別徴収の方は、年金の受給額からの天引きとなります。

普通徴収の方は、口座振替をご利用になるか、町から送付される納付書により、金融機関などで、お支払ください。

福祉課 ☎内線316



第八期介護保険料段階			負担割合	前年度年額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者(※1)を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額(※2) + 課税年金(※3)収入額が80万円以下の方	0.30	20,520円	19,080円
第2段階		世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.50	34,200円	31,800円
第3段階		世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超えている方	0.70	47,880円	44,520円
第4段階	本人が住民税非課税	世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	61,560円	57,240円
第5段階		世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えている方	1.00	68,400円	63,600円
第6段階	本人が住民税課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	82,080円	76,320円
第7段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方	1.25	85,500円	79,500円
第8段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方	1.45	99,180円	92,220円
第9段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で400万円未満の方	1.60	109,440円	101,760円
第10段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で500万円未満の方	1.80	123,120円	114,480円
第11段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上で600万円未満の方	1.85	126,540円	117,660円
第12段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で800万円未満の方	2.00	136,800円	127,200円
第13段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	2.20	150,480円	139,920円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けられる年金です。
 ※2 合計所得金額「所得」とは、実際の収入金額から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額となります。また、住民税非課税の方は「年金収入に係る雑所得の金額」も控除されます。
 ※3 課税年金 障害年金及び遺族年金以外の年金。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

令和2年度の運用状況を次のとおりお知らせします。

【情報公開制度】

▼公開請求件数 140件
 ▼主な請求内容 工事設計・積算書など

▼公開請求に対する決定の状況

- ・公開 82件
- ・一部公開 47件
- ・非公開 0件
- ・不存在 17件
- ・存否応答拒否 0件
- ・取下げ 3件
- ・審査請求 0件

【個人情報保護制度】

▼開示請求件数 10件
 ▼開示請求に対する決定の状況 (簡易開示請求を除く)

- ・開示 2件
- ・一部開示 8件
- ・不開示 0件
- ・不存在 1件
- ▼簡易開示請求件数 19件

※1件の請求に対し、複数の決定を行っている場合があるため、決定件数の合計は請求件数と一致しません。

運用状況についての詳しい資料は、町役場及び国府支所1階の町民情報コーナー、町のホームページで公表しています。

問 総務課 ☎内線210